

第7（第7章第1節関係）

**警報事項（水防警報を除く）の通知**

1 日本電信電話株式会社の機関を通じて行う警報事項の通知については、気象業務法施行令第7条第1項、第3号及び第4号の規定並びに昭和26年7月10日閣議了解に基づく地目乙発第269号及び電運外第227号によって実施されるものである。

(1) 警報の種類及び略号並びに警報解除の種類及び略号

警報の種類	略号	警報解除の種類	略号
大雨警報	オオアメ	大雨警報解除	オオアメカイジョ
高潮警報	タカシオ	高潮警報解除	タカシオカイジョ
波浪警報	ハロウ	波浪警報解除	ハロウカイジョ
洪水警報	コウズイ	洪水警報解除	コウズイカイジョ

(2) 例文

ア 単独の警報を通知する場合

オオアメ」

イ 二つ又は三つの警報を通知する場合

オオアメ」 コウズイ」

ボウフウ」 タカシオ」 ハロウ」

ウ 単独の警報を解除する場合

オオアメカイジョ」

エ 二つ以上の警報を行い、その後、それらのうち一部について警報の必要がなくなった場合

オオアメ」 コウズイ」の発表中、オオアメを解除し、コウズイが存続する場合は、コウズイ」とする。この場合は、オオアメが解除されたことになる。

オ 発表中の警報が切り替えられる場合

ボウフウがオオアメに切り替えられる場合は、オオアメ」とする。

カ 地域指定をした単独の警報を通知する場合

ナイリクナンブオオアメ」

キ 地域指定をした複数の警報を通知する場合

ナイリクナンブオオアメ」 ナイリクホクブコウズイ」

ク 地域指定をした単独の警報を解除する場合

エンガンナンブオオアメカイジョ

ケ 地域指定をした複数の警報を解除する場合

ナイリクホクブオオアメカイジョ」 エンガンホクブコウズイカイジョ」

(3) 通知要領

警報事項は、盛岡地方気象台により東日本電信電話株式会社（虎ノ門情報案内センター）に通知され、別に定められた警報伝達系統によって市町村役場に通知される。ただし、北上川上流洪水警報については、前掲の洪水警報の通知をもって、これを行ったものとみなす。

- 2 気象業務法第14条の2第1項に規定する水防活動の利用に適合する予報及び警報は、県知事と気象台長（盛岡地方気象台長）の間で次の左欄に掲げる予報及び警報の発令をもって右欄に掲げる水防活動の利用に適合する予報及び警報を同時に発令したものとしている。

気象の予報及び警報	水防活動の利用に適合する予報及び警報
大雨注意報	水防活動用気象注意報
大雨警報	水防活動用気象警報
高潮注意報	水防活動用高潮注意報
高潮警報	水防活動用高潮警報
洪水注意報	水防活動用洪水注意報
洪水警報	水防活動用洪水警報